

第 2 9 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 7 番, 8 番)

開催期日 令和元年 1 1 月 2 9 日

第29回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年11月29日(金) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1 番 藤 田 淳
2 番 中 島 信 之
3 番 大 畠 政 勝
4 番 鳥 村 正 行
5 番 笹 谷 和 広
6 番 塚 本 政 紀
7 番 長 尾 卓 也
8 番 寺 雅 彦
9 番 平 田 善 治

10 番 桂 一 照
11 番 亀 田 孝
12 番 清 水 哲 雄
13 番 長谷川 誠
14 番 木 内 浩 一
15 番 田 村 俊 彦
16 番 川 崎 浩 彦
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

17 番 小 川 信 一

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主 幹	藤 沢 祐 之
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 58号	農地のあっせん成立について
5	議案第120号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第121号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第122号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第123号	土地の現況証明願いについて
9	議案第124号	農用地利用集積計画（案）について
10	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第29回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、小川委員より欠席の報告を受けています。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

皆さんと海外研修に行ってまいりました。現地人材派遣センターでの視察では海外労働力の受け入れについて深く考えていかなければならないと感じました。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、7番長尾委員、8番寺委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局 長)

会務報告のページをお開きください。10月30日、栗山町・由仁町農業委員会合同研修会を開催いたしました。11月6日から8日、栗山町農業振興公社評議員道外視察(佐賀県・福岡県)が行われ、吉田会長が出席しております。9日から10日まで、マイナビ新規就農相談会が東京都で開催され、清水委員・塚本委員が出席しております。12日から21日まで、令和元年度栗山町農業振興公社地域懇談会(農業者等との意見交換会)が町内23箇所で開催され、各地区担当委員が出席しております。19日、現地調査を、鳥村委員・清水委員・田村委員で実施しております。24日から28日まで、国外研修視察(ベトナム)が行われ、吉田会長他15名が参加しております。以上です。

(議 長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第58号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第58号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇〇48番地 〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇40番地 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇79番地 15 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 119 m²外 7筆 合計 8筆 29,886 m²全筆田でございます。成立年月日 令和元年11月14日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、木内委員、吉田委員でございます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第120「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第120号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかか

る賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 字〇〇366 番地 1 地目につきましては 公簿が原野、現況が畑、面積1,162 m²外8筆 計9筆 53,149 m²全筆畑でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年11月28日 契約期間 平成26年11月28日から令和6年11月30日 解約通知日 令和元年11月14日 通知者 賃貸人 〇〇町〇〇〇1386 番地 〇〇〇〇 賃借人 〇〇町〇〇〇2093 番地 〇〇〇〇でございます。

番号2 所在 字〇〇〇508 番地 1 の内 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積598 m²1筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年8月29日 契約期間 平成26年8月29日から令和6年11月30日 解約通知日 令和元年11月14日 通知者 賃貸人 字〇〇〇499 番地 3 〇〇〇〇 賃借人 字〇〇〇500 番地 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇でございます。以上です。

（議長）

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

議案第120号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第120号は原案どおり決定いたします。

日程6 議案第121「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

（事務局）

議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 字〇〇366 番地 1 地目といたしまして 公簿が原野、現況が畑 面積1,162 m²外8筆 計9筆 53,299 m²全筆畑でございます。譲渡人 〇〇町〇〇〇1386 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者がいなく経営の縮小を図るため、譲受人に売却したい。譲受人 〇〇町〇〇〇2093 番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 経営の安定化を図るために買い受けたいとなってございます。

番号2 所在 字〇〇〇272 番地 1 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積

2,401 m²外3筆 計4筆 3,714 m²全筆畑でございます。譲渡人 ○○町○○3丁目105番地18 ○○○○ 摘要といたしまして 農業後継者がいなく、営農をしていないことから譲受人へ譲渡したい。譲受人 字○○478番地32 ○○○○ 摘要といたしまして 経営の拡大化を図るために譲り受けたい。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(11番 亀田)

番号1につきまして、譲渡人の○○○○さんにつきましては高齢であり、今後耕作することではなく、現耕作者である○○○○さんへ売却するものであり問題ないと思います。

(1番 藤田)

番号2につきまして、譲渡人の○○○○さんは相続により当該農地を取得しましたが、高齢により今後耕作することがないため、近隣耕作者である○○○○さんに申請地を譲渡するものであり問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第121号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第121号については原案どおり決定といたします。

日程7 議案第122号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第122号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字○○○508番地1の内 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積598 m²1筆でございます。所有者 字○○○499番地3 ○○○○ 転用者 字○○○500番地 有限会社 ○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○ 転用目的 農業用施設建設による永久転用となっています。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第123号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(12番 清水)

令和元年10月30日 第28回農業委員会後に提出のあった農地法第5条の転用申請に基づき、令和元年11月19日に 鳥村委員、清水委員、田村委員、藤沢主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場継立出張所の南約3.0kmに位置する農用地区域内農地であり、この度、申請者より農業用施設を建設したい旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い確認してきておりますことを申し添えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第122号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第122号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第123号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第123号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は1件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇〇440 番地1 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積10,871㎡1筆でございます。利用状況 山林 所有者及び願出人 栗山町字〇〇〇43 番地3 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明、また、先ほど現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見
ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第123号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第123号は原案どおり決定いたします。

日程9 議案第124号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第124号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借29件、所有権移転1件、使用貸借1件、転貸借1件の合計32件となっております。

整理番号元賃 33-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇617 番地 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番地 23 公益財団法人 〇〇〇
〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年 11 月 1 日 利用権を設定する土地 所
在 字〇〇〇620 番地 1 現況地目 田 面積 10,309 m²外 3 筆 計 4 筆 23,405 m²全筆田で
ございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月
30 日から令和 6 年 9 月 29 日の 4 年 10 カ月となっております。借賃につきましては 対価
〇〇〇〇〇〇〇円に対し 賃借料〇% 諸経費〇%を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円
でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに 〇〇〇〇〇〇〇
指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営
作物は水稻、小麦、玉葱で、家族構成は男 4 人女 3 人 地域活動も積極的に参加し、年間の
従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしている
と考えます。

整理番号元賃 33-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇543 番地 1 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番地 23 公益財団法人 〇〇〇
〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年 11 月 1 日 利用権を設定する土地 所
在 字〇〇〇625 番地 1 現況地目 田 面積 10,002 m² 1 筆でございます。設定する利用
権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 6 年 9 月 29
日の 4 年 10 カ月となっております。借賃につきましては 対価 〇〇〇〇〇〇〇円に対し
賃借料〇% 諸経費〇%を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方
法につきましては、毎年 12 月 10 日までに 〇〇〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっ
ております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、いちご苗

で、家族構成は男4人女3人 地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 33-3 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇534 番地 1 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番地 23 公益財団法人 〇〇〇
〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年 11 月 1 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇628 番地 1 現況地目 田 面積 3,850 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 6 年 9 月 29 日の 4 年 10 カ月となっております。借賃につきましては 対価 〇〇〇〇〇〇円に対し 賃借料〇% 諸経費〇%を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 12 月 10 日までに 〇〇〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男3人女3人 地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 34-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇926 番地 1 〇〇
〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 0 月 2 9 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇95 番地 12 現況地目 田 面積 27,558 m²外 2 筆 計 3 筆 33,707 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日の 5 年となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男3人女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 35-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇146 番地 1 〇〇〇〇
外 1 名 利用権を設定する者 栗山町字〇〇302 番地 3 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 1 月 1 1 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇302 番地 2 現況地目 畑 面積 7,094 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 2 年 11 月 30 日の 1 年となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 36-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇2 丁目 86 番地 2 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇〇3 丁目 5 番 6 号 〇〇〇〇 申出年月日 令

令和元年11月1日 利用権を設定する土地 所在 ○2丁目97番地 現況地目 畑 面積 12,250 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和6年11月30日の5年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに○○○○指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はレタス、ハーブで、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 37-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○251番地12 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○○34番地2 ○○○○外1名 申出年月日 令和元年11月8日 利用権を設定する土地 所在 字○○○31番地1 現況地目 田 面積 10,591 m²外15筆 計16筆 55,781 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和11年11月30日の10年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 ○○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに○○○○指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は牧草で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 38-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○377番地6 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○379番地1 ○○○○ 申出年月日 令和元年11月7日 利用権を設定する土地 所在 字○○379番地1の内 現況地目 畑 面積 15,000 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和2年11月30日の1年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに○○○○指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 39-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○67番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○4丁目78番地1 ○○○○ 申出年月日 令和元年11月8日 利用権を設定する土地 所在 字○○67番地3 現況地目 畑 面積 6,873 m²外1筆 計2筆 10,988 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和2年11月30日の1年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 ○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに○○○○指定

の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 40-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇40番地 有限会社 〇〇代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇48番地 〇〇〇 申出年月日 令和元年11月14日 所有権を移転する土地 字〇〇〇79番地 15 現況 田 面積119㎡外7筆 計8筆 29,886㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和元年11月30日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年5月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、構成員は男7人女一人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 41-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇36番地 4 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇22番地 〇〇〇 申出年月日 令和元年11月11日 利用権を設定する土地 所在 〇〇164番地 20 現況地目 畑 面積1,956㎡外1筆 計2筆 2,304㎡全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和6年11月30日の5年となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 42-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇25番地 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇23番地 〇〇〇〇 代理人 栗山町〇〇3丁目 252番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年11月12日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇16番地 6 現況地目 田 面積13,488㎡外11筆 田 11筆 32,584㎡ 畑 1筆 16,449㎡ 計12筆 49,033㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和2年11月30日の1年となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、種子馬鈴薯で、家族構成は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 43-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇288 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇281 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月
13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇284 番地 1 現況地目 田 面積 34,595 m²
1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年
11月30日から令和2年11月30日の1年となっております。借賃につきましては 10a
あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃
の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとな
っております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族
構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 44-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇39 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇25 番地 3 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月1
3日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇641 番地 1 現況地目 田 面積 7,303 m²外 2
筆 計 3 筆 18,652 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類
賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和8年11月30日の7年となっております。借
賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇
〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指
定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営
作物は水稻、小麦で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日
数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

整理番号元賃 45-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月1
4日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇48 番地 1 現況地目 畑 面積 15,740 m²外 8
筆 田 7 筆 22,923 m² 畑 2 筆 18,317 m² 計 9 筆 41,240 m²でございます。設定する利用権
の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和11年11月30
日の10年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑
〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支
払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとな
っております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、
家族構成は男4人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 46-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇95 番地 73 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月
14日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇150 番地 1 現況地目 田 面積 16,547 m²

外 1 筆 計 2 筆 26,408 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男 4 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 47-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇68 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇207 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 14 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇144 番地 1 の内 現況地目 畑 面積 3,487 m²外 5 筆 計 6 筆 12,781 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元使 48-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇68 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇68 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 11 月 14 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇56 番地 1 現況地目 畑 面積 4,473 m²外 2 筆 計 3 筆 6,968 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和元年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日の 10 年となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 49-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98 番地 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇郡〇〇町〇2129 番地 1-407 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 15 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇117 番地 1 現況地目 田 面積 7,644 m²外 4 筆 田 4 筆 12,694 m² 畑 1 筆 15,626 m² 計 5 筆 28,320 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構

成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 50-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇1丁目 87番地 19 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇13番地 6の内 現況地目 畑 面積 5,282㎡外 8筆 田 6筆 14,016㎡ 畑 3筆 18,677㎡ 計 9筆 32,693㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和11年11月30日の10年となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 51-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇〇4丁目 34番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇106番地 1の内 現況地目 田 面積 4,792㎡外 26筆 田 16筆 23,714.69㎡ 畑 11筆 27,766㎡ 計 27筆 51,480.69㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和11年11月30日の10年となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 52-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇町〇〇3丁目 7番 10 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇44番地 9 現況地目 畑 面積 8,338㎡ 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和11年11月30日の10年となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 53-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年11月15

日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇96番地 16 現況地目 田 面積 2,206 m²外 2筆 計 3筆 27,037 全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日の 5 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円 でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、南瓜、小麦で、家族構成は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 54-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇16 番地 3 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇〇3 条 18 丁目 9-12 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 15 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇10 番地 11 現況地目 田 面積 2,556 m²外 12 筆 計 13 筆 57,699 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 2 年 11 月 30 日の 1 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円 でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 55-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇178 番地 32 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇195 番地 22 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 18 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇12 番地 1 現況地目 田 面積 8,379 m²外 1 筆 計 2 筆 8,917 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日の 10 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円 でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、トマトで、家族構成は男 4 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 56-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 〇〇〇〇 〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇118 番地 4 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 18 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇118 番地 7 現況地目 畑 面積 12,315 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a

あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 57-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇区〇41 条東 6 丁目 2 番 17 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 1 日 18 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇80 番地 1 の内 現況地目 畑
面積 4,647 m²外 14 筆 田 9 筆 18,829 m² 畑 16,902 m² 計 15 筆 35,731 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 58-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 1 日 18 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇348 番地 現況地目 田 面積 16,332 m²外 1 筆 田 1 筆 16,332 m² 畑 1 筆 18,496 m² 計 2 筆 34,828 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 59-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇〇3 丁目 3 番 23 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和元年 1 月 1 日 18 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇187 番地 1 の内 現況地目 田 面積 1,785 m²外 13 筆 田 11 筆 48,892 m² 畑 3 筆 1,902 m² 計 14 筆 50,794 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年 11 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日の 3 年となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、

小麦で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 60-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇39 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇9 番地 〇〇〇 申出年月日 令和元年11月18日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇8 番地4 現況地目 畑 面積 1,420 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和6年11月30日の5年となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元転 500-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇379 番地 1 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 理事長 〇〇〇 申出年月日 令和元年11月7日 利用権を設定する土地 字〇〇
373 番地1の内 現況 畑 面積 15,000 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 転貸借 期間 令和元年11月30日から令和6年11月30日の5年となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 501-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目6番9-4 〇〇〇 申出年月日 令和元年11月13日 利用権を設定する土地 字〇〇6 番地8 現況 田 面積 2,7850 m²外8筆 計9筆 30,726 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和元年11月30日から令和2年11月30日の1年となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇が指定する金機関口座に振込むものとなっております。以上です。

(議長)

はい。賃貸借29件、所有権移転1件、使用貸借1件、転貸借1件の合計32件の説明がりましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。そ

れでは、塚本委員退席願います。

(塚本委員退席)

それでは、整理番号元賃 33-2 について審議したいと思います。

整理番号元賃 33-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 33-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 33-2 は原案どおり決定いたします。

(塚本委員着席)

寺委員退席願います。

(寺委員退席)

それでは、整理番号元賃 45-1 及び整理番号元賃 46-1 について審議したいと思います。

整理番号元賃 45-1 及び整理番号元賃 46-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 45-1 及び整理番号元賃 46-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 45-1 及び整理番号元賃 46-1 は原案どおり決定いたします。

(寺委員着席)

それでは、ここから整理番号順に審議したいと思います。

整理番号元賃 33-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 33-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 33-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 33-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 33-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 33-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 34-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 34-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 34-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 35-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 35-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 35－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 36－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 36－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 36－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 37－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 37－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 37－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 38－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 38－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 38－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 39－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 39－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 39－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 40－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 40－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 40－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 41－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 41－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 41－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 42－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 42－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 42－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 43－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 43－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 43－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 44－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 44－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 44－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 47－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 47－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 47－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元使 48－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元使 48－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元使 48－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 49－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 49－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 49－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 50－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 50－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 50－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 51－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 51－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 51－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 52－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 52－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 52－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 53－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 53－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 53－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 54－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 54－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 54－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 55－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 55－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 55－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 56－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 56－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 56－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 57－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 57－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 57－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 58－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 58－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 58－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 59－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 59－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 59－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 60－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 60－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 60－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元転 500－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元転 500－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元転 500－1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 501－1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 501－1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 501－1 は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は12月25日の水曜日 午後3時30分から、現地調査につきまして

は12月18日の水曜日 午前9時30分から 第5班 塚本委員、亀田委員、木内委員に
お願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後4時15分終了)